

秋田県認知症疾患医療センター便り

平成29年5月発行 NO.8



道路交通法が改正されました



平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、準中型免許の新設と高齢運転者対策の推進について内容が改正となりました。

その中で高齢運転者対策については、臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設、臨時適性検査制度の見直し、高齢者講習の内容が変更となっています。

認知機能検査について現行法では、3年に1度の免許更新時に行われていますが、今回の改正では、75歳以上の高齢運転者が認知機能低下により起こしやすい一定の違反行為（18項目）をした場合には、臨時認知機能検査を受けることが義務化されました。そして、前回の認知機能検査の結果より悪くなっている場合は臨時高齢者講習を受けることになります。

臨時適性検査制度の見直しについて現行法では、認知機能検査の結果、第1分類に該当した方が違反行為を行った場合に臨時適性検査が義務化されていました。しかし、改正後は、第1分類に該当した場合は違反の有無に関係なく臨時適性検査又は主治医の診断書を提出する必要があります（臨時認知機能検査についても同様）。そして、医師の診断により認知症と診断された場合は免許の停止又は取消しの対象となります（免許停止等の判

断は警察）。

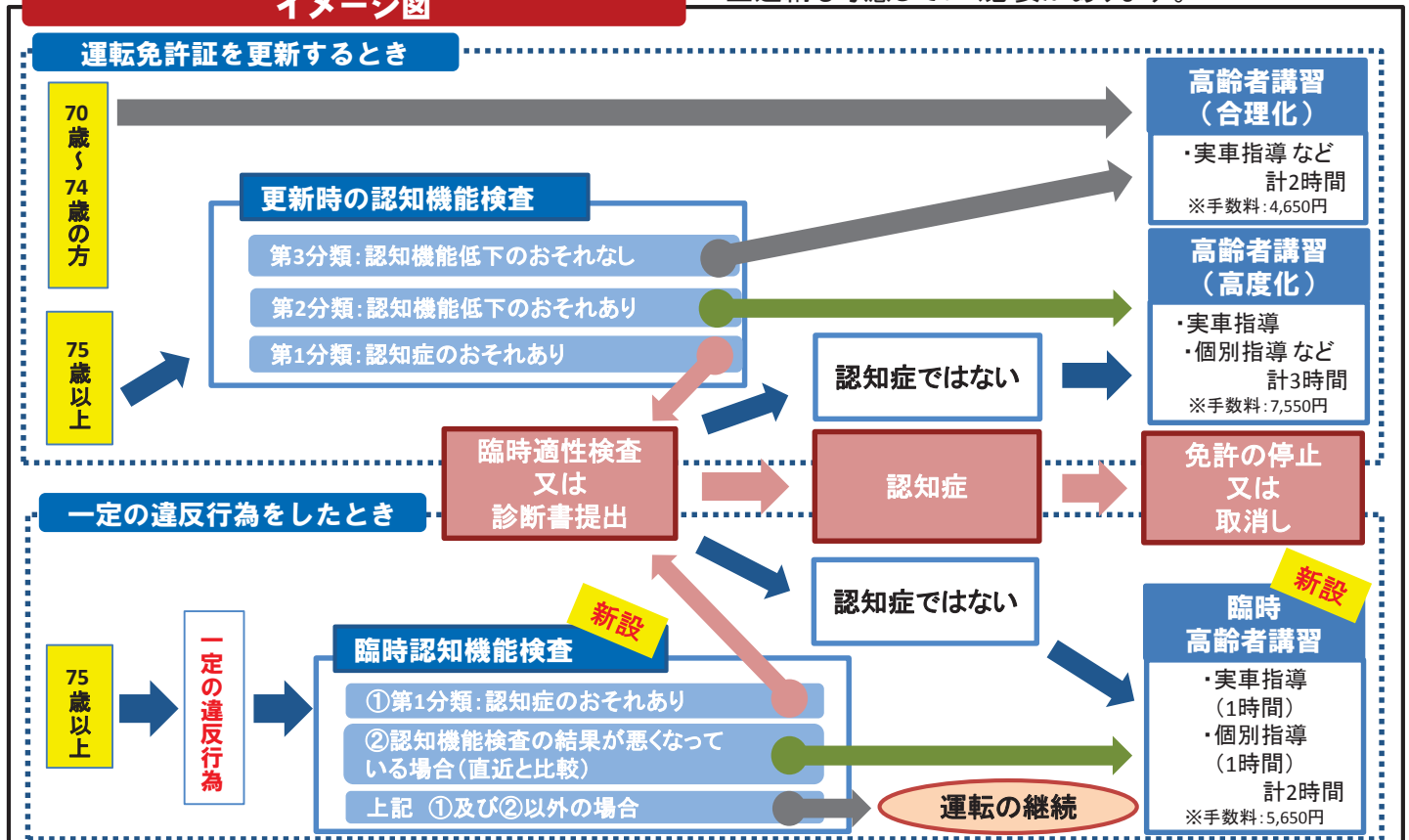
高齢者講習については、75歳未満の方や認知機能検査で第3分類に該当した方は改正前よりも短縮された2時間の講習（合理化）となります。第1分類・第2分類に該当した方は個別指導を含む3時間の講習となりました。

このように高齢ドライバーへの対策がきめ細かくなった背景には、高齢者の交通事故の発生率が関係しています。改正前は、認知症が疑われていても一定の違反行為がなければ免許更新を受けることができました。こうして更新を受けた人は、一般のドライバーに比べ、その後の事故発生率が1.9倍高いというデータがあります。

今回の改正により、免許更新の際に医師の診断を受けるのは、年間3～5万人（改正前の約100倍）とみられており、免許停止や取り消しの方が増えることが予想されます。

そこで、以前より国では高齢者へ運転免許証の自主返納を勧めています。返納した場合は運転経歴証明書（提示により、各種サービスの利用が可能です。しかし、免許取消しとなった場合はそれらの利用も出来なくなりますので、加齢により運転に自信がなくなった方や、家族から「運転が心配だ」と言われたことがある方は、自主返納も考慮していく必要があります。

イメージ図

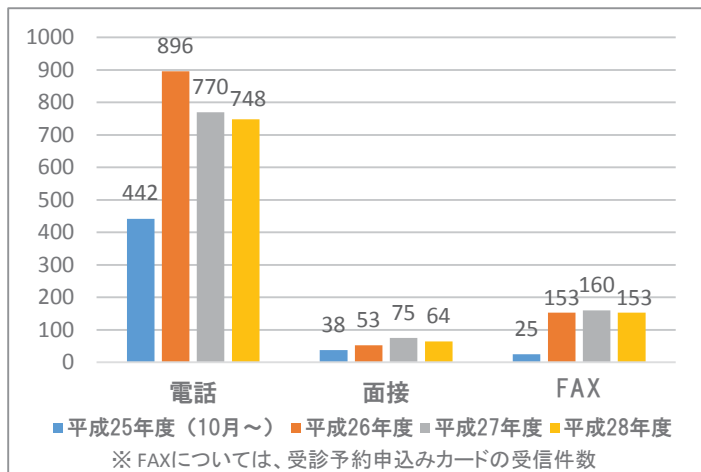


認知症疾患医療センター相談状況 (H25. 10月～H29. 3月)

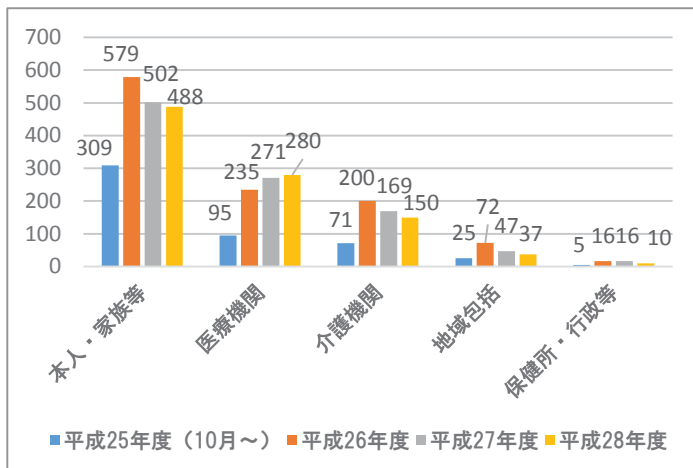
●相談件数

- ・平成25年度（10月～）－505件
- ・平成26年度－1,102件
- ・平成27年度－1,005件
- ・平成28年度－965件

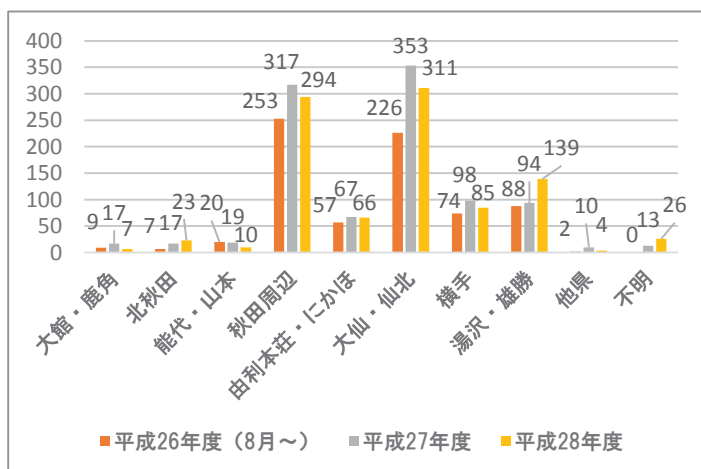
1) 相談方法



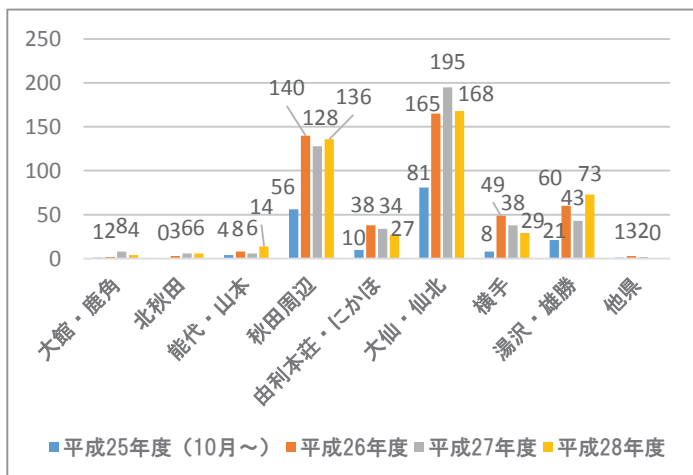
2) 相談元



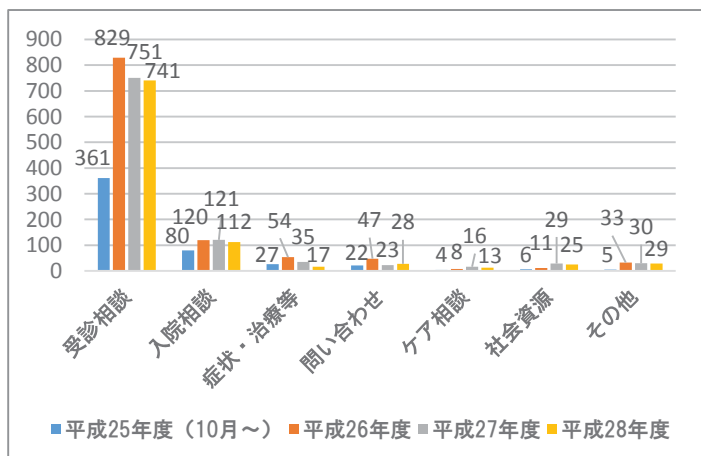
3) 相談対象者住所 (H26.8月から集計)



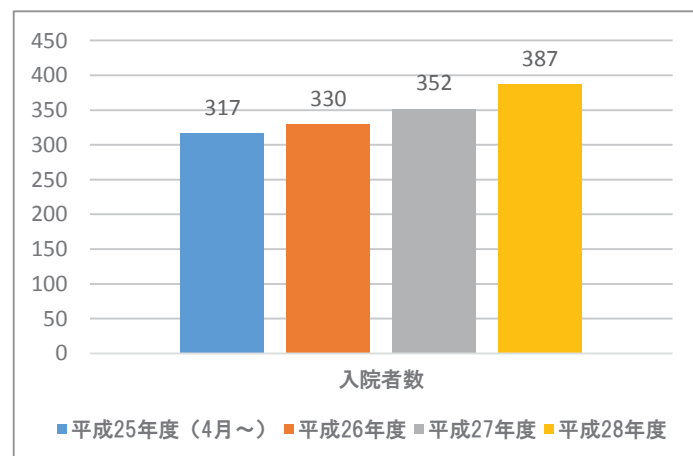
4) 新規外来受診者住所 (初再診含む)



5) 相談内容



6) 入院者数



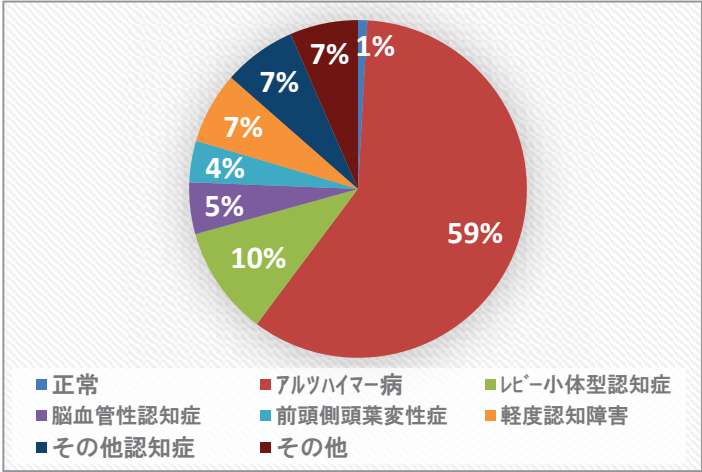
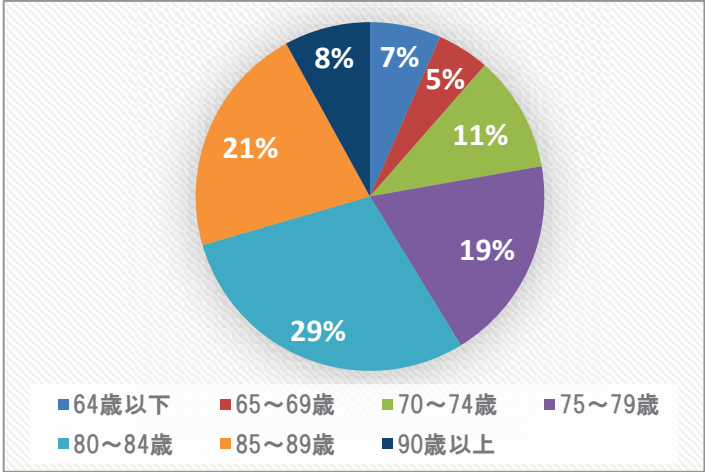
新規外来受診者〔初再診含む〕・入院者の状況 (H25.10月～H29.3月)

●総 数－2,142名（内 入院者－1,252名）



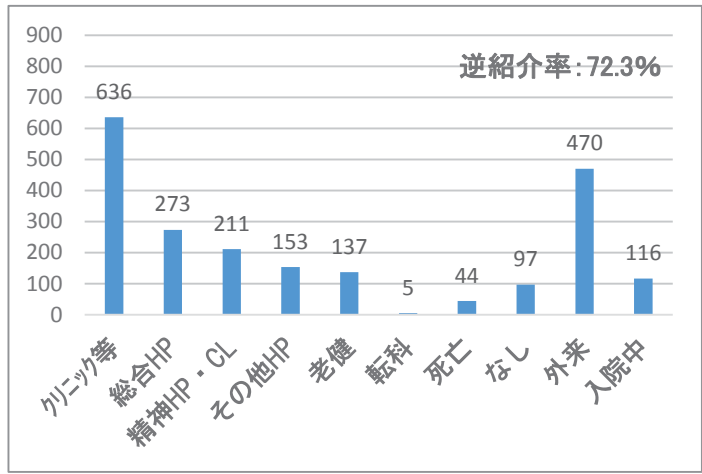
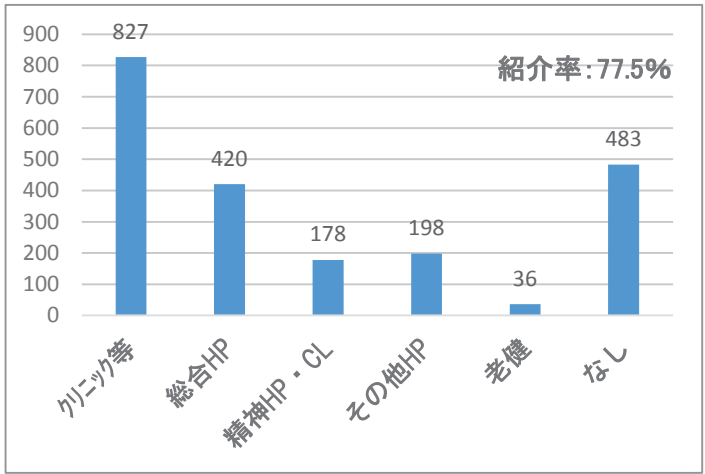
7）年齢（受診・入院時）

8）病 名



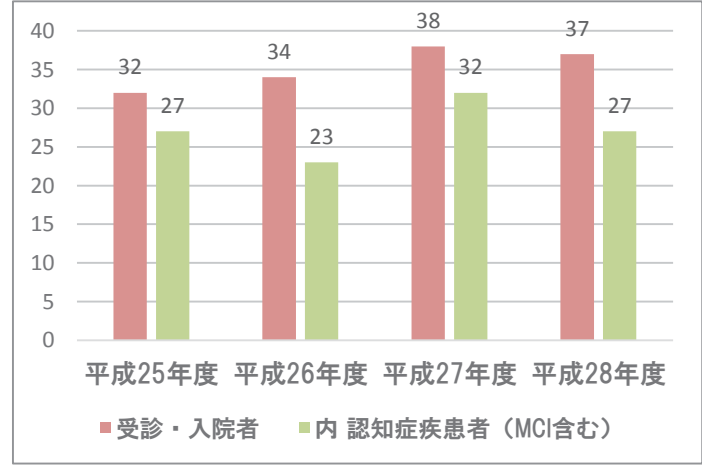
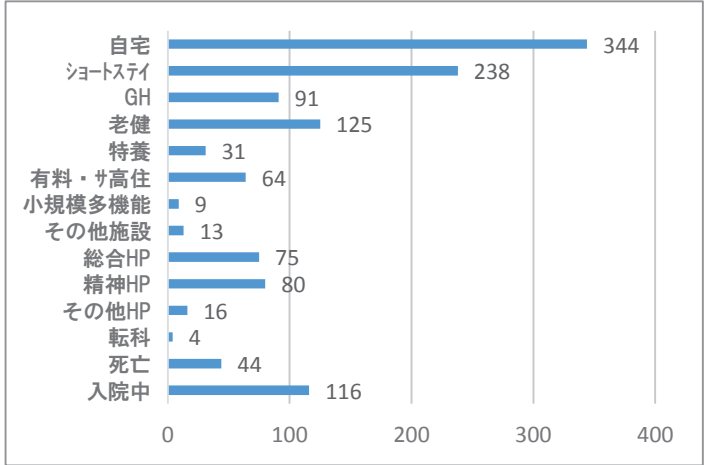
9）紹介元医療機関等

10）紹介先医療機関等



11）退院先

12）若年性関係（65歳未満）

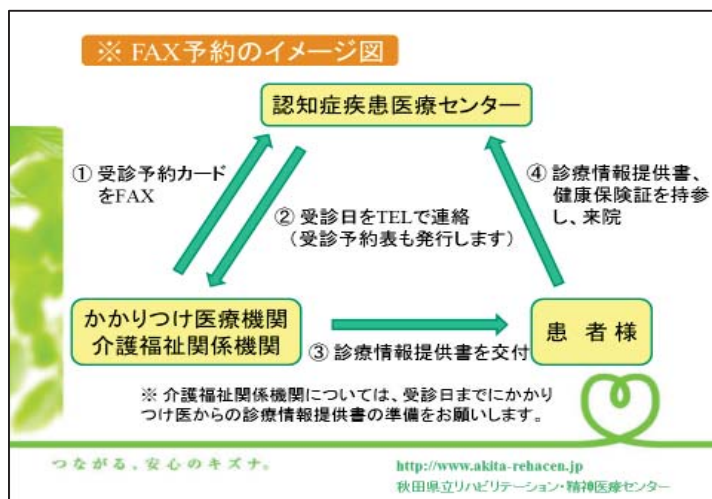


FAX受診予約について

認知症疾患医療センターでは、開設当初より医療機関や介護福祉関係機関等からFAXで『もの忘れ外来』の受診予約を受け付けています。

受診予約申込みカードの様式（H26.5月改訂版）は認知症疾患医療センターのホームページからダウンロード可能です（【医療関係者の皆様へ】から）。

また、様式の内容としては、現在の症状やADLの状況、既往・治療歴などをチェックする方式となっております。ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。



平成29年度 研修会開催予定

- 7月14日（金）－第10回認知症ケアシリーズ「講演会」（全県の介護施設対象）
- 8月5日（土）－第5回全県地域包括支援センターミーティング（全県対象）
- 10月21日（土）－グループホーム・小規模多機能型居宅介護支援事業所ミーティング（秋田市雄和・河辺地区、県南地区対象）
- 11月18日（土）－居宅介護支援事業所ミーティング（秋田市雄和・河辺地区、県南地区対象）
- 12月・3月－あきた認知症・高次脳機能障害連携ネットワーク勉強会（大仙・仙北地区対象）



もの忘れ外来新患担当表（平成29年4月～）



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
担当科	精神科	リハ科	精神科	リハ科	精神科
担当医	佐藤隆郎	佐藤純一 （非常勤）	佐藤隆郎	下村辰雄	兼子義彦
時 間	9:00	9:00		9:15	9:00
	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00
	11:00		11:00	10:45	
				11:30	

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

秋田県認知症疾患医療センター

〒019-2492

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352

TEL 018-892-3751 FAX 018-892-3816

<http://mcd.akita-rehacen.jp/>

相談時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00（祝祭日は除く）